

職員による水道料金の横領事件発生のおわび

このたび、阿久比町上下水道課課長補佐兼上水業務係長が、平成22年1月から平成23年8月までの間に、上下水道課窓口や訪問集金において使用者の方々からお納めいただきました水道料金118人分、252件、総額3,143,064円を横領していたことが平成23年8月17日に判明しました。

町民の皆様を始め、多くの方からの町政への信頼を著しく損ねる結果となりましたことは、誠に遺憾であり、心より深くお詫び申し上げます。

また、私自身、町政を預かる者として、責任を重く受け止めているところであります。

当該職員は、全体の奉仕者である地方公務員として、あるまじき行為を行い、行為の重大性から、平成23年8月23日付けで懲戒免職処分とし、今後、業務上横領で告訴していく予定です。

また、私を含め、管理監督職員についても、処分を行ってまいります。

公金の取り扱いには、厳正かつ確実に処理することが求められている中、このたびの不幸事は、公金の取り扱いに対する倫理観、責任感の欠如が原因で発生した事件であり、二度と起こしてはなりません。

町民の皆様の信頼を一日でも早く回復するため、すべての公金について、取り扱いの現状を調査し再発防止を図るとともに、改めて職員の綱紀粛正に努め、全職員一丸となって取り組んでまいります。

誠に申し訳ございません。

平成23年8月23日

阿久比町長 竹内啓二

現在までの経過について

横領した水道料金のうち未返済（未納）であった2,316,740円については、8月24日に町へ返還されました。

公金取り扱いの現状を調査し再発防止を図るための「阿久比町公金取扱適正化検討委員会」を立ち上げ、9月6日に第1回の会議を行いました。

今後、町は公金横領事件として刑事告訴する予定です。告訴後に警察の捜査が行われ、大変ご迷惑をお掛けすることもあるかと思っております。誠に申し訳ありませんが、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

□問い合わせ先 上下水道課 ☎(48)1111 (内339)